

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-18	事前調査の資格を取得するためにはどうすればよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

令和5年10月1日以降に着手する解体等工事に係る建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。また、令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望ましいです。

参考

- 建築物石綿含有建材調査者講習
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>
- 日本アスベスト調査診断協会
<https://www.nada20090620.com/admission/>